

平成19年12月期 中間決算短信

平成19年7月31日

上場会社名 イーシステム株式会社 上場取引所 大阪証券取引所(ヘラクレス市場)
 コード番号 4322 URL <http://www.e-system.co.jp>
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 渡辺 博文
 問合せ先責任者 (役職名) 常務執行役員 (氏名) 大西 浩之 TEL (03)3516-9200
 半期報告書提出予定日 平成19年9月21日

(百万円未満切捨て)

1. 平成19年6月中間期の連結業績 (平成19年1月1日～平成19年6月30日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前年中間期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年6月中間期	1,661	13.0	△357	—	△341	—	20	—
18年6月中間期	1,470	△41.7	△560	—	△568	—	24	—
18年12月期	3,185	△26.2	△1,001	—	△1,096	—	△3,262	—

	1株当たり中間(当期)純利益		潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	
	円	銭	円	銭
19年6月中間期	44	93	44	75
18年6月中間期	166	32	140	38
18年12月期	△20,526	99	—	—

(参考) 持分法投資損益 19年6月中間期 △1百万円 18年6月中間期 23百万円 18年12月期 △56百万円

(2) 連結財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率		1株当たり純資産	
	百万円		百万円		%	円	銭	
19年6月中間期	5,155		4,279		81.3	9,340	22	
18年6月中間期	7,603		3,755		48.0	24,183	09	
18年12月期	4,941		4,281		84.6	9,317	25	

(参考) 自己資本 19年6月中間期 4,190百万円 18年6月中間期 3,652百万円 18年12月期 4,180百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー		現金及び現金同等物期末残高	
	百万円		百万円		百万円		百万円	
19年6月中間期	△587		△288		—		846	
18年6月中間期	△81		△576		△1,145		1,258	
18年12月期	△229		△842		△270		1,719	

2. 配当の状況

(基準日)	中間期末		期末		年間	
	円	銭	円	銭	円	銭
18年12月期	—	—	—	—	—	—
19年12月期	—	—	未定		未定	

3. 平成19年12月期の連結業績予想 (平成19年1月1日～平成19年12月31日)

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通期	5,500	72.7	200	—	100	—	90	—	200	59

4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） 有

新規 1社（社名 ㈱インベストック） 除外 - 社

（注）詳細は、5ページ「企業集団の状況」をご覧ください。

(2) 中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）

① 会計基準等の改正に伴う変更 有

② ①以外の変更 無

（注）詳細は、16ページ「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご覧ください。

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む） 19年6月中間期 449,975株 18年6月中間期 152,337株 18年12月期 449,975株

② 期末自己株式数 19年6月中間期 1,309株 18年6月中間期 1,309株 18年12月期 1,309株

（注）1株当たり中間（当期）純利益（連結）の算定の基礎となる株式数については、27ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

（参考）個別業績の概要

1. 平成19年6月中間期の個別業績（平成19年1月1日～平成19年6月30日）

(1) 個別経営成績

（%表示は対前年中間期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		中間（当期）純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年6月中間期	955	△8.8	△193	—	△152	—	74	—
18年6月中間期	1,047	△46.7	△480	—	△475	—	53	—
18年12月期	2,016	△36.9	△770	—	△750	—	△2,588	—

	1株当たり中間（当期）純利益	
	円	銭
19年6月中間期	165	24
18年6月中間期	359	61
18年12月期	△16,284	55

(2) 個別財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率		1株当たり純資産	
	百万円		百万円		%	円	銭	
19年6月中間期	5,636		4,755		84.4	10,598	23	
18年6月中間期	6,992		3,477		49.7	23,022	65	
18年12月期	5,444		4,686		86.1	10,445	21	

（参考）自己資本 19年6月中間期 4,755百万円 18年6月中間期 3,477百万円 18年12月期 4,686百万円

2. 平成19年12月期の個別業績予想（平成19年1月1日～平成19年12月31日）

（%表示は対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円	銭
通期	4,000	98.4	100	—	100	—	90	—	200	59

（注）上記の業績予想は本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づいておりますが、様々な要因により記載の予想数値と異なる可能性があります。

1. 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

当中間連結会計期間における国内CRM（顧客関係構築システム）市場は、企業の活発な情報化投資を背景に、堅調な推移を続けております。当社におきましては、CRMソフトウェア導入及びシステム構築に関する引き合いは増えているものの、導入プロジェクトの本格化に至っておらず、CRM関連ソフトウェアの販売は低調に推移致しました。コスト面では、売上総利益率の改善および販売管理費削減に努めましたが、経常利益は赤字となりました。特別損益として関係会社株式売却益等を計上しております。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は1,661,794千円（前年同期比13.0%増）、経常損失は341,931千円（前年同期は568,088千円の経常損失）、中間純利益は20,158千円（前年同期比18.1%減）となりました。

事業の種類別セグメント概況

① S Iビジネス事業（CRM事業）

当社の収益の柱であるS Iビジネス事業は、CRM関連ソフトウェアの販売が低調に推移した結果、売上高は768,887千円（前年同期比43.8%増）となりました。

② ライセンス等ビジネスサービス事業

情報漏洩防止ソリューションの販売及び、中堅企業向けCRM製品販売、米国グプタテクノロジー社製品の販売・導入・研修・保守・管理事業を行っているライセンス等ビジネスサービス事業は、親会社との協業関係をベースに販売体制の整備・営業力強化を進めておりますが、その効果が顕在化するには至っておらず、売上高は423,259千円（前年同期比54.7%減）となりました。

③ 人材紹介事業

高度技術者に特化したスカウト型人材紹介を主力とする人材サービス事業は、人材紹介が底堅く推移するとともに派遣部門の収益が拡大し売上高は469,646千円となりました。

(2) 財政状態に関する分析

① 資産、負債及び純資産の状況

当中間連結会計期間における資産は、受取手形及び売掛金の増加及び連結子会社の増加によるのれんの増加により、前連結会計年度に比べ213,731千円増加し、5,155,722千円となりました。負債は、買掛金の増加及び退職慰労引当金の増加により、前連結会計年度に比べ215,357千円増加し、876,053千円となりました。また、純資産につきましては、前連結会計年度に比べ1,626千円減少し、4,279,669千円となりました。

② 当期のキャッシュ・フローの概況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、872,830千円減少し、当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の残高は846,955千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において営業活動の結果減少した資金は587,752千円となりました。これは主に、減価償却費44,846千円の計上、売上債権178,964千円の増加、たな卸資産113,944千円の増加、前渡金181,346千円の増加、仕入債務88,847千円の増加などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において投資活動の結果減少した資金は288,671千円となりました。これは主に、有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出464,184千円、投資有価証券の取得及び売却による収入380,110千円、連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出299,941千円、並びに貸付金の支出188,500千円及び貸付金の回収による収入172,124千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間において財務活動の結果使用した資金はございません。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期の配当

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識しております。配当につきましては各決算期の経営成績ならびに今後の事業展開に備えた内部留保の必要性を勘案して決定してまいります。

(4) 事業等のリスク

当社グループの経営成績、財政状態及び株価等に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

① 財政状態及び経営成績

当社グループのソフトウェアの開発業務は、お客様からの信頼をベースに効率的なシステム構築・開発を目指しております。しかしながら、開発期間や仕様等の変更により採算が悪化した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 情報セキュリティについて

当社グループは顧客情報及び個人情報の取扱いにおいて、情報セキュリティ委員会を設置し総合的な諸施策を立案・実施しておりますが、コンピュータシステムのトラブルによる情報流出や犯罪行為等による情報漏洩が発生した場合、お客様等からの信用を失うなど当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の確保について

当社グループの事業展開において、優秀な人材の確保及び育成が不可欠であります。しかしながら、これらの必要な人材を十分に確保できない場合、または現在在職している人材が流出するような場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 企業集団の状況

当社グループは、当社（イーシステム㈱）、子会社10社（うち連結子会社7社）、関連会社3社（うち持分法適用関連会社1社）で構成され、大規模企業向けCRM（顧客関係構築システム）の開発、設計、導入、保守、管理、コンサルティングを行うソリューションサービス及びその他のソフトウェア関連事業を行っております。

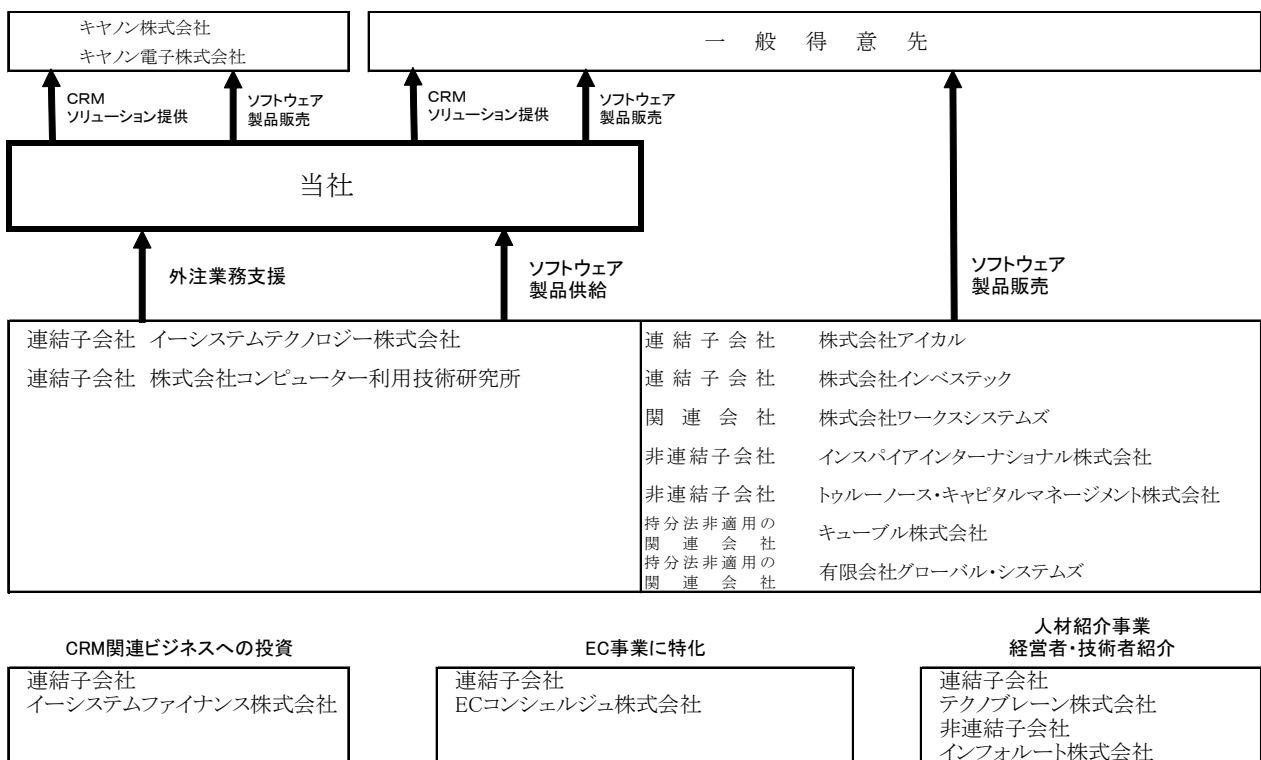
また、親会社のキャノン電子㈱はコンポーネント・電子情報機器等の製造販売、同社の親会社であるキャノン㈱は事務機・カメラ・光学機器等の製造販売を営んでおります。

なお、当社は、平成18年12月27日付でキャノン電子㈱に対し第三者割当増資を実施した結果、キャノン電子㈱の子会社となりました。

㈱インベステックは、当中間連結会計期間において株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

なお、当中間連結会計期間において、㈱インベステックを連結子会社に含めたことにより、同社の子会社であるインスパイアインターナショナル㈱及びトゥルーノース・キャピタルマネージメント㈱が新たに非連結子会社に該当することとなりました。

当社と関係会社の当該セグメントにおける位置付けは以下の通りです。



3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、国内におけるCRMコンサルティングのリーディングカンパニーとして、企業へのシステム導入を支援することで、消費者のニーズを企業活動に直結させ、日本企業の競争力向上、企業活動の効率化を促進し、その結果として日本経済の活性化に貢献したいと考えております。

(2) 目標とする経営指標

当社の主力事業はCRM導入コンサルティングおよびセキュリティ関連事業であり、生産設備などに必要な設備投資が基本的に小さい業態であるため、主な経営指標として「事業部門別の売上高伸び率」と「事業部門別粗利益率」を重視しております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

日本におけるCRM市場はEC（電子商取引）市場の拡大等を背景に、大企業のみならず中規模企業においても本格的な普及が始まっており、CRM関連サービス市場は中長期的に拡大基調で推移すると見込まれています。

また、国内企業においては、内部統制強化等を目的としたIT技術の活用が進んでおり、部分的な効率改善にとどまらず、トータルなソリューションが求められています。

当社は、このような環境下で、以下の事業戦略を進めることにより、日本におけるCRMコンサルティングのリーディングカンパニーとしての地位をさらに強化してまいります。

- ① 豊富なCRM構築事例を基にした上流コンサルティングの強化。
- ② 中規模企業でも導入が容易なCRMソリューションを開発・提供し、中規模企業へのCRMの普及を加速する。
- ③ 顧客情報漏洩対策等も含めたトータルなソリューションを提供する。

また、親会社との協業等により、営業力および顧客への提案力の強化を図ってまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

今後、拡大が見込まれているCRM関連サービス市場は、企業の情報化投資における最先端の分野であるため、CRMコンサルティングにおけるリーディングカンパニーとしての地位をさらに強化してゆくためには、優秀な人材の確保および育成が重要な課題であると認識しております。

このため当社は、マーケットニーズに応えられる人材の採用を積極化するとともに、人事制度の刷新による成果主義の徹底等により、個々人の能力を最大限発揮させる仕組み作りを進めております。加えて、パートナー企業との戦略的な連携強化により、事業拡大に必要な人材の確保に取り組んでおります。

4. 中間連結財務諸表

(1) 中間連結貸借対照表

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比
(資産の部)			%		%		%
I 流動資産							
1. 現金及び預金		1,258,156		846,955		1,719,786	
2. 受取手形及び 売掛金		631,657		617,560		361,663	
3. たな卸資産		2,736,466		414,254		300,068	
4. 繰延税金資産		109,557		—		8,707	
5. その他		358,285		451,063		331,467	
貸倒引当金		△602		△1,450		△402	
流動資産合計		5,093,521	67.0	2,328,383	45.2	2,721,291	55.1
II 固定資産							
1. 有形固定資産		54,428		70,038		63,117	
2. 無形固定資産							
(1) のれん		618,916		678,364		548,419	
(2) ソフトウエ ア		237,335		579,463		105,541	
(3) その他		8,692	864,944	1,808	1,259,636	56,681	710,643
3. 投資その他の 資産							
(1) 投資有価証 券		1,153,841		1,031,760		1,046,412	
(2) その他		546,199		496,333		618,324	
貸倒引当金		△109,182	1,590,859	△30,430	1,497,663	△217,797	1,446,939
固定資産合計		2,510,232	33.0	2,827,338	54.8	2,220,700	44.9
資産合計		7,603,753	100.0	5,155,722	100.0	4,941,991	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		158,990		212,636		85,622	
2. 短期借入金		147,227		—		—	
3. 1年以内償還 予定社債		610,000		—		—	
4. 賞与引当金		21,343		—		—	
5. 繰延税金負債		—		—		3,801	
6. その他		426,067		487,217		368,666	
流動負債合計		1,363,628	17.9	699,854	13.6	458,090	9.3

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比
II 固定負債			%		%		%
1. 社債		240,000		—		—	
2. 新株予約権付 社債		1,800,000		—		—	
3. 長期借入金		163,195		—		—	
4. 退職給付引当 金		106,779		109,297		104,848	
5. 役員退職慰勞 引当金		76,769		58,707		83,741	
6. 繰延税金負債		—		—		8,005	
7. その他		97,790		8,194		6,010	
固定負債合計		2,484,535	32.7	176,198	3.4	202,606	4.1
負債合計		3,848,163	50.6	876,053	17.0	660,696	13.4
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		3,082,008	40.5	5,002,925	97.0	5,002,925	101.2
2. 資本剰余金		2,527,208	33.2	4,447,846	86.3	4,447,846	90.0
3. 利益剰余金		△1,824,503	△23.9	△5,091,501	△98.7	△5,111,659	△103.4
4. 自己株式		△178,512	△2.3	△178,512	△3.5	△178,512	△3.6
株主資本合計		3,606,201	47.5	4,180,757	81.1	4,160,599	84.2
II 評価・換算差額 等							
1. その他有価証 券評価差額金		46,121	0.6	9,883	0.2	19,735	0.4
評価・換算差額 等合計		46,121	0.6	9,883	0.2	19,735	0.4
III 少数株主持分		103,267	1.3	89,027	1.7	100,960	2.0
純資産合計		3,755,590	49.4	4,279,669	83.0	4,281,295	86.6
負債純資産合計		7,603,753	100.0	5,155,722	100.0	4,941,991	100.0

(2) 中間連結損益計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	百分比	金額 (千円)	百分比	金額 (千円)	百分比
I 売上高		1,470,111	100.0	1,661,794	100.0	3,185,370	100.0
II 売上原価		949,270	64.6	926,551	55.8	1,940,568	60.9
売上総利益		520,840	35.4	735,242	44.2	1,244,801	39.1
III 販売費及び一般管理費		1,081,441	73.5	1,092,344	65.7	2,246,385	70.5
営業損失		560,600	△38.1	357,102	△21.5	1,001,583	△31.4
IV 営業外収益							
1. 受取利息		5,832		5,698		12,480	
2. 受取配当金		524		232		581	
3. 持分法による投資利益		23,567		—		—	
4. 為替差益		1,997		3,030		4,177	
5. 為替予約評価益		—		3,166		2,427	
6. 投資事業組合持分利益		—		18,030		—	
8. その他		285	32,207	2.2	6,249	36,407	2.2
V 営業外費用							
1. 支払利息		9,248		3		16,214	
2. 社債発行費		69		—		69	
3. 社債手数料		3,497		1,800		10,060	
4. 新株発行費		416		—		—	
5. 株式交付費		—		12,251		5,589	
6. 保険積立金解約損失		5,448		4,534		5,448	
7. 投資事業組合持分損失		11,806		—		16,485	
8. 持分法による投資損失		—		1,206		56,241	
9. その他		9,208	39,695	2.7	1,440	21,236	1.3
経常損失		568,088	△38.6	341,931	△20.6	1,096,185	△34.4
VI 特別利益							
1. 投資有価証券売却益		74,907		11,693		83,141	
2. 関係会社株式売却益		—		342,460		—	
3. 子会社株式売却益		902,244		—		902,244	
4. その他		2,264	979,416	66.6	2,646	356,801	21.5
VII 特別損失							
1. 移転関連費用		8,031		—		8,031	
2. 投資有価証券売却損		5,488		0		5,488	
3. 投資有価証券評価損		—		24,000		353,234	
4. 固定資産除却損		518		1,066		1,341	
5. たな卸評価損		—		—		2,236,876	

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)		
		金額 (千円)		百分比	金額 (千円)		百分比	金額 (千円)		百分比
6. ソフトウェア評価損		—		%	—		%	35,671		%
7. 過年度役員退職慰労金繰入額		—			4,335			—		
8. 前期損益修正損		21,354			—			21,354		
9. その他		52,190	87,583	6.0	7,845	37,247	2.2	58,037	2,720,036	85.4
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間(当期)純損失(△)			323,744	22.0		△22,377	△1.3		△2,812,061	△88.3
法人税、住民税及び事業税		19,793			5,405			330		
法人税等調整額		343,242	363,035	24.7	13,189	18,594	1.2	510,827	511,158	16.0
少数株主損失			63,905	△4.4		61,130	△3.7		60,677	△1.9
中間純利益又は当期純損失(△)			24,614	1.7		20,158	1.2		△3,262,542	△102.4

(3) 中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年12月31日残高（千円）	2,982,008	2,427,208	△1,857,309	△178,505	3,373,403
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	100,000	100,000			200,000
中間純利益			24,614		24,614
連結子会社減少に伴う利益剰余金増加額			8,191		8,191
自己株式の取得				△6	△6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	100,000	100,000	32,805	△6	232,798
平成18年6月30日残高（千円）	3,082,008	2,527,208	△1,824,503	△178,512	3,606,201

			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成17年12月31日残高（千円）	201,736	201,736	393,366	3,968,504
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				200,000
中間純利益				24,614
連結子会社減少に伴う利益剰余金増加額				8,191
自己株式の取得				△6
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△155,615	△155,615	△290,099	△445,714
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	△155,615	△155,615	△290,099	△212,915
平成18年6月30日残高（千円）	46,121	46,121	103,267	3,755,590

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年12月31日残高（千円）	5,002,925	4,447,846	△5,111,659	△178,512	4,160,599
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					－
中間純利益			20,158		20,158
自己株式の取得					－
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）					
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）			20,158		20,158
平成19年6月30日残高（千円）	5,002,925	4,447,846	△5,091,501	△178,512	4,180,757

	評価・換算差額等		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年12月31日残高（千円）	19,735	19,735	100,960	4,281,295
中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				－
中間純利益				20,158
自己株式の取得				－
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額（純額）	△9,851	△9,851	△11,932	△21,784
中間連結会計期間中の変動額合計（千円）	△9,851	△9,851	△11,932	1,626
平成19年6月30日残高（千円）	9,883	9,883	89,027	4,279,669

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年12月31日残高（千円）	2,982,008	2,427,208	△1,857,309	△178,505	3,373,403
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の発行					－
新株の発行	2,020,916	2,020,637			4,041,554
新株予約権の買入償還					－
当期純損失			△3,262,542		△3,262,542
連結子会社減少に伴う利益剰余金増加額			8,191		8,191
自己株式の取得				△6	△6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計（千円）	2,020,916	2,020,637	△3,254,350	△6	787,196
平成18年12月31日残高（千円）	5,002,925	4,447,846	△5,111,659	△178,512	4,160,599

	評価・換算差額等		新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計			
平成17年12月31日残高（千円）	201,736	201,736	－	393,366	3,968,505
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の発行			250,000		250,000
新株の発行			△16,250		4,025,304
新株予約権の買入償還			△233,750		△233,750
当期純損失					△3,262,542
連結子会社減少に伴う利益剰余金増加額					8,191
自己株式の取得					△6
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△182,000	△182,000		△292,405	△474,406
連結会計年度中の変動額合計（千円）	△182,000	△182,000	－	△292,405	312,789
平成18年12月31日残高（千円）	19,735	19,735	－	100,960	4,281,295

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

		前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益又は税金 等調整前中間 (当期)純損失 (△)		323,744	△22,377	△2,812,061
減価償却費		244,031	44,846	357,586
のれん償却額		27,994	70,497	98,491
持分法による投資損失 (△利益)		△23,567	1,206	56,241
貸倒引当金の増加額 (△減少額)		27,802	△207,106	136,217
賞与引当金の増加額 (△減少額)		—	—	△48,977
退職給付引当金の増加額 (△減少 額)		△4,285	4,448	△6,216
役員退職慰労引当金の増加額 (△減少額)		△62,423	△25,033	△55,451
受取利息及び配当金		△6,356	△5,930	△13,061
為替予約評価損 (△評価益)		3,208	△3,166	△2,427
支払利息		9,248	3	16,214
新株発行費		403	—	—
株式交付費		—	12,251	5,589
社債発行費		69	—	69
為替差益		△63	△3,592	△1,305
投資事業組合持分損失 (△利益)		11,806	△18,030	16,485
投資有価証券売却損		5,488	0	3,457
投資有価証券売却益		△74,907	△11,693	△83,141
関係会社株式売却益		—	△342,460	—
子会社株式売却益		△902,244	—	△902,244
固定資産除却損		518	1,066	1,341
ソフトウェア評価損		—	—	35,671
投資有価証券評価損		3,234	24,000	353,234
売上債権の減少額 (△増加額)		1,484,975	△178,964	1,533,500
たな卸資産の減少額 (△増加額)		△91,129	△113,944	2,228,613
未収消費税等の減少額 (△増加額)		32,172	△39,787	46,824
前渡金の減少額 (△増加額)		△349	△181,346	—
仕入債務の増加額 (△減少額)		△1,124,271	88,847	△1,082,380
その他		86,733	307,232	△59,171
小計		△28,164	△599,036	△176,898
利息及び配当金の受取額		2,245	3,846	1,010
利息の支払額		△13,192	△3	△10,858
法人税等の支払額		△41,994	△2,163	△42,926
法人税等の還付額		—	9,605	—
営業活動によるキャッシュ・フロー		△81,106	△587,752	△229,672

		前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による支出		△213,661	△18,191	△36,737
無形固定資産の取得による支出		△577	△445,993	△241,957
投資有価証券の取得による支出		△428,308	△91,393	△826,116
投資有価証券の売却による収入		209,719	471,504	248,974
子会社株式等取得による支出		—	—	△10,000
連結範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による支出		△330,784	△299,941	△330,784
連結範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による収入		73,239	—	73,239
貸付けによる支出		△26,607	△188,500	△63,870
貸付金の回収による収入		108,724	172,124	281,523
出資に対する分配金収入		12,031	64,142	—
その他		19,831	47,577	62,746
投資活動によるキャッシュ・フロー		△576,391	△288,671	△842,981
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
短期借入金の増減額		△768,200	—	△787,204
長期借入による収入		250,000	—	263,000
長期借入金の返済による支出		—	—	△304,418
新株予約権社債の償還による支出		—	—	△1,800,000
社債の償還による支出		△830,000	—	△1,680,000
新株予約権の発行による収入		—	—	250,000
新株予約権の消却による支出		—	—	△233,750
株式の発行による収入		—	—	3,825,304
少数株主への株式の発行による収入		5,000	—	5,000
自己株式の取得による支出		△6	—	△6
その他		197,380	—	191,790
財務活動によるキャッシュ・フロー		△1,145,826	—	△270,284
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		63	3,592	1,305
V 現金及び現金同等物の増加額 (△減少額)		△1,803,262	△872,830	△1,341,632
VI 現金及び現金同等物の期首残高		3,061,419	1,719,786	3,061,419
VII 現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高		1,258,156	846,955	1,719,786

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社の数 6社 連結子会社名 イーラボ(株) イーシステムファイナンス(株) ECコンシェルジュ(株) テクノブレイン(株) (株)アイカル (株)コンピューター利用技術研究所</p> <p>ECコンシェルジュ(株)は、当中間連結会計期間において新たに設立したため連結の範囲に含めております。</p> <p>テクノブレイン(株)、(株)アイカル及び(株)コンピューター利用技術研究所は、当中間連結会計期間において株式を取得したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結の範囲に含めておりましたエンプレックス(株)につきましては、当中間連結会計期間において株式の一部を売却したことにより、当社持分比率が低下したことから、連結の範囲から除外しております。但し、平成18年1月1日から平成18年6月30日(みなし売却日)までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 7社 連結子会社名 イーシステムテクノロジー(株) イーシステムファイナンス(株) ECコンシェルジュ(株) テクノブレイン(株) (株)アイカル (株)コンピューター利用技術研究所 (株)インバステック</p> <p>(株)インバステックは、当中間連結会計期間において株式を取得したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>なお、みなし取得日を当中間連結会計期間末としているため、当中間連結会計期間は中間貸借対照表のみを連結しております。</p>	<p>(1) 連結子会社の数 6社 連結子会社名 イーシステムテクノロジー(株) イーシステムファイナンス(株) ECコンシェルジュ(株) テクノブレイン(株) (株)アイカル (株)コンピューター利用技術研究所</p> <p>ECコンシェルジュ(株)は、当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めております。</p> <p>テクノブレイン(株)、(株)アイカル及び(株)コンピューター利用技術研究所は、当連結会計年度において株式を取得したため、連結の範囲に含めております。なお、同3社のみなし取得日を平成18年6月30日としており、テクノブレイン(株)及び(株)コンピューター利用技術研究所については平成18年7月1日から平成18年12月31日までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を連結し、(株)アイカルについては決算日変更の影響により平成18年6月1日から平成18年12月31日までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を連結しております。</p> <p>また、前連結会計年度において連結の範囲に含めておりましたエンプレックス(株)につきましては、当連結会計年度において株式の一部を売却したことにより、当社持分比率が低下したことから、連結の範囲から除外しております。</p> <p>但し、平成18年1月1日から平成18年6月30日(みなし売却日)までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については連結しております。</p> <p>イーラボ(株)は平成18年7月1日より、イーシステムテクノロジー(株)に商号を変更しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	<p>(2) 非連結子会社の数 1社 非連結子会社名 易悉通信息技术(上海) 有限公司</p> <p>非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性に乏しいため連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社の数 3社 非連結子会社名 インフォルト㈱ インスパイアインターナ ショナル㈱ トゥルーノース・キャピタ ルマネージメント㈱</p> <p>非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため連結の範囲から除外しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間において、㈱インベステックを連結子会社に含めたことにより、同社の子会社であるインスパイアインターナショナル㈱及びトゥルーノース・キャピタルマネージメント㈱が新たに非連結子会社に該当することとなりました。</p>	<p>(2) 非連結子会社の数 1社 非連結子会社名 インフォルト㈱</p> <p>非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため連結の適用範囲から除外しております。</p> <p>易悉通信息技术(上海)有限公司については、当連結会計年度において出資金の全部を持分法適用関連会社であるエンプレックス㈱に売却したため、子会社に該当しなくなりました。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 2社 会社名 ダイナシステム(株) エンプレックス(株) エンプレックス(株)は、当中間連結会計期間における株式の一部売却に伴う持分比率の低下により、連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めております。</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(易悉通信技術(上海)有限公司)は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性に乏しいため持分法の適用範囲から除外しております。 なお、(株)M I Sについては、当中間連結会計期間に株式を全て売却しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 1社 会社名 (株)ワークスシステムズ</p> <p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社(インフォルト(株)、インスパイアインターナショナル(株)、トゥルーノースキャピタルマネージメント(株)及び関連会社(キューブル(株)、(有)グローバル・システムズ)は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性に乏しいため持分法の適用範囲から除外しております。 なお、エンプレックス(株)については、当中間連結会計期間に株式を全て売却しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社の数 2社 会社名 (株)ワークスシステムズ エンプレックス(株) エンプレックス(株)は、当連結会計年度における株式の一部売却に伴う持分比率の低下により、連結の範囲から除外し、持分法の適用範囲に含めております。ただし、持分法投資損益については、平成18年6月1日から平成18年11月30日までの損益をもとに計算しております。 ダイナシステム(株)は平成18年9月29日より、(株)ワークスシステムズに商号を変更しております。 (2) 持分法を適用していない非連結子会社(インフォルト(株)及び関連会社(易悉通信技術(上海)有限公司)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性に乏しいため持分法の適用範囲から除外しております。 なお、(株)M I Sについては、当連結会計年度に株式を全て売却しており、易悉通信技術(上海)有限公司については、当連結会計年度において出資金の全部を持分法適用関連会社であるエンプレックス(株)に売却しております。</p>
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社のうち(株)アイカルの中間決算日は5月31日であります。 中間連結財務諸表の作成に当たっては、中間決算日現在の中間財務諸表を使用しております。ただし、中間連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	<p>連結子会社のうち(株)インベステックの中間決算日は9月30日であります。 中間連結財務諸表の作成に当たっては、同社の平成19年6月30日現在で仮決算を行いその財務諸表を使用しております。</p>	<p>連結子会社の決算日は全て連結決算日と一致しております。 (追加情報) 連結子会社のうち(株)アイカルは決算日を11月30日から12月31日に変更しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（証券取引法第2条2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 時価法によっております。</p> <p>③たな卸資産 商品 個別法による原価法によっております。 仕掛品、ソフトウェア使用許諾権 個別法による原価法によっております。 貯蔵品 最終仕入原価法によっております。</p>	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左</p> <p>③たな卸資産 商品 同左</p> <p>仕掛品、ソフトウェア使用許諾権 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p>	<p>(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 時価のないもの 同左</p> <p>②デリバティブ取引により生ずる債権及び債務 同左</p> <p>③たな卸資産 商品 同左</p> <p>仕掛品、ソフトウェア使用許諾権 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <p>建物 3～15年 工具器具備品 3～20年</p> <p>②無形固定資産 市場販売目的ソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(ハ) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②賞与引当金 連結子会社の従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度の法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号))に伴い、平成19年4月1日以降取得した資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。</p> <p>これに伴う損益への影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>(ハ) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>② _____</p>	<p>(ロ) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 同左</p> <p>②無形固定資産 同左</p> <p>(ハ) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>② _____</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
	<p>③退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による当中間連結会計期間末要支給額を用いて算出した退職給付債務を計上しております。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(二) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>①売上高 売上高のうち、開発期間が1年以上かつ受注金額が1億円以上の受託開発は進行基準によっております。</p> <p>②ソフトウェア使用許諾権の処理方法 ソフトウェア使用許諾権のうち、顧客関係構築システムについては、許諾権および更新料だけを販売したものは、ソフトウェア等販売の売上原価で処理しております。それ以外のソフトウェア使用許諾権は、払出時にS I ビジネスサービスもしくはライセンス等ビジネスサービスの売上原価の経費で処理しております。 ソフトウェア使用許諾権に含まれるソフトウェアの更新料については、更新期限までの期間にわたり定額法による按分額を全額販売費及び一般管理費で処理しております。</p> <p>(ホ) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(ヘ) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>③退職給付引当金 同左</p> <p>④役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(二) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>①売上高 同左</p> <p>②ソフトウェア使用許諾権の処理方法 同左</p> <p>(ホ) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(ヘ) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理 同左</p>	<p>③退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えるため、退職金規程に基づく自己都合による当連結会計年度末要支給額を用いて算出した退職給付債務を計上しております。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(二) 重要な収益及び費用の計上基準</p> <p>①売上高 同左</p> <p>②ソフトウェア使用許諾権の処理方法 同左</p> <p>(ホ) リース取引の処理方法 同左</p> <p>(ヘ) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>①消費税等の会計処理 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	<p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は3,652,322千円であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は4,180,335千円であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
固定資産の減損に係る会計基準	<p>当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

(セグメント情報)

a. 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)

(単位: 千円)

	S I ビジネス 事業	ライセンス等 ビジネスサー ビス事業	計	消去又は全社	連結
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	534,876	935,235	1,470,111	—	1,470,111
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	8,335	8,335	△8,335	—
計	534,876	943,570	1,478,446	△8,335	1,470,111
営業費用	623,154	1,104,171	1,727,326	303,385	2,030,711
営業利益又は営業損失 (△)	△88,278	△160,601	△248,880	△311,720	△560,600

当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)

(単位: 千円)

	S I ビジネ ス事業	ライセンス 等ビジネス サービス事 業	人材紹介事 業	計	消去又は全 社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売 上高	768,887	423,259	469,646	1,661,794	—	1,661,794
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	8,971	79,840	8,780	97,592	△97,592	—
計	777,858	503,100	478,427	1,759,386	△97,592	1,661,794
営業費用	697,082	487,689	554,058	1,738,829	280,066	2,018,896
営業利益又は営業損失 (△)	80,776	15,410	△75,630	20,556	△377,658	△357,102

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

（単位：千円）

	SIビジネス事業	ライセンス等ビジネスサービス事業	人材紹介事業	計	消去又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	1,045,176	1,699,319	440,874	3,185,370	—	3,185,370
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	364	50,738	—	51,103	△51,103	—
計	1,045,541	1,750,058	440,874	3,236,473	△51,103	3,185,370
営業費用	1,224,793	1,770,773	468,797	3,464,364	722,589	4,186,954
営業損失	179,252	20,714	27,923	227,890	773,693	1,001,583

(注) 1. 事業区分の方法

サービスの種類、性質、業務形態の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要なサービスの名称

SIビジネス事業

CRMコンサルティング、インテグレーション、テクニカルサポート、アプリケーションサポート

その他CRMアプリケーションサポート

ライセンス等ビジネスサービス事業

eMpl ex CRM販売・導入サービス、グプタ製品販売・導入サービス

人材紹介事業

エンジニア・経営管理者の紹介、人事・組織コンサルティング

3. 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用

（単位：千円）

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度	主な内容
消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額	303,580	280,066	722,589	提出会社の総務部門等、一般管理部門に係る費用であります。

b. 所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

c. 海外売上高

前中間連結会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

（開示の省略）

リース取引、有価証券、デリバティブ取引、ストック・オプション等、企業結合等に関する注記事項については、中間決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり純資産額 24,183円9銭 1株当たり中間純利益金額 166円32銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 140円38銭	1株当たり純資産額 9,340円22銭 1株当たり中間純利益金額 44円93銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 44円75銭	1株当たり純資産額 9,317円25銭 1株当たり当期純損失金額 20,526円99銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間純利益又は当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
1株当たり中間純利益又は当期純損失金額			
中間純利益又は当期純損失(△) (千円)	24,614	20,158	△3,262,542
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式に係る中間純利益又は当期純損失(△)(千円)	24,614	20,158	△3,262,542
期中平均株式数(株)	147,998	448,666	158,939
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額 (千円)	—	—	—
普通株式増加数(株)	27,340	1,824	—
(うち転換社債型新株予約権付社債)	(27,340)	(—)	(—)
(うち新株予約権)	(—)	1,824	(—)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株引受権方式によるストックオプション 平成12年9月12日臨時株主総会決議 3,766株 平成12年10月19日臨時株主総会決議 48株 平成13年3月28日定時株主総会決議 146株 平成13年8月1日臨時株主総会決議 832株 新株予約権方式によるストックオプション 平成15年3月27日定時株主総会決議 378個 平成16年3月26日定時株主総会決議 350個	新株引受権方式によるストックオプション (当社) 平成13年3月28日定時株主総会決議 100株 平成13年8月1日臨時株主総会決議 614株 新株予約権方式によるストックオプション (当社) 平成15年3月27日定時株主総会決議 321個 平成16年3月26日定時株主総会決議 262個 (連結子会社) (テクノブレイン(株)) 平成17年6月9日定時株主総会決議 18,700個 平成17年6月9日定時株主総会決議 14,575個 平成18年2月9日定時株主総会決議 14,750個	新株引受権方式によるストックオプション 平成12年9月12日臨時株主総会決議 3,642株 平成12年10月19日臨時株主総会決議 48株 平成13年3月28日定時株主総会決議 100株 平成13年8月1日臨時株主総会決議 614株 新株予約権方式によるストックオプション 平成15年3月27日定時株主総会決議 339個 平成16年3月26日定時株主総会決議 265個

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
<p>I. 新株予約権の発行及び権利行使について</p> <p>平成18年7月21日開催の取締役会において、第三者割当による第1回新株予約権発行に関し、下記のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 新株予約権の名称 イーシステム株式会社第1回新株予約権</p> <p>2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、25,000,000円を行使価額(以下に定義する。)で除した数とし、1株未満の端数は切り捨てる(以下「割当株式数」という。)。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。</p> <p>3. 本新株予約権の総数 200個</p> <p>4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり金1,250,000円</p> <p>5. 新株予約権の払込金額の総額 金250,000,000円</p> <p>6. 申込期間 平成18年8月7日</p> <p>7. 割当日及び払込期日 平成18年8月8日</p> <p>8. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、全てウェル・フィールド証券株式会社に割当てる。</p> <p>9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (1)各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に行使請求にかかる割当株式数を乗じた額とする。</p>	<p>I. 連結子会社の解散および清算について</p> <p>当社は、平成19年7月13日の取締役会において、連結子会社であるイーシステムファイナンス(株)を解散することを決議いたしました。</p> <p>1. 解散および清算に至った経緯 イーシステムファイナンス(株)は有価証券の投資、保有および運用を行っておりましたが、当社グループの事業の再編および経営の効率化を図るため、同社を解散することと致しました。</p> <p>2. イーシステムファイナンス(株)の概要 (1)所在地 東京都中央区日本橋一丁目3番11号 (2)代表者 代表取締役 渡辺博文 (3)資本の額 1,000万円 (4)主な株主構成 イーシステム(株)(100%)</p> <p>3. 解散および清算の日程 平成19年7月13日開催の当該連結子会社臨時株主総会にて解散を決議のうえ、平成19年9月末日までに清算手続きを結了予定です。</p> <p>4. 今後の見通し 当該子会社の解散が平成19年12月期業績に与える影響は軽微と考えております。</p> <p>II. 投資有価証券の売却について 連結子会社であるイーシステムファイナンス(株)は平成19年7月13日開催の取締役会の決議に基づき、平成19年7月31日に保有するハミングヘッズ(株)の全株式を売却し、特別利益(投資有価証券売却益)として326,400千円を計上いたします。</p>	<p>1. 損害賠償請求訴訟について</p> <p>当社は、T I S株式会社よりソフトウェア使用許諾権の販売契約解除に基づく損害賠償債務不存在確認の訴えを平成17年7月15日東京地方裁判所に提起されました。これに対し、当社は平成17年8月25日、T I S株式会社に対して、損害賠償請求訴訟(請求額4億6,480万円)を同裁判所に提起致しました。本件は、T I S株式会社による不当な行為により当社が被った損害の賠償を求めるものであり、平成17年7月15日にT I S株式会社により提起された損害賠償債務不存在確認請求訴訟の反訴として提起したものであります。平成19年2月15日に同裁判所にて、当社の請求を棄却する判決が下されました。なお、当社は上記決定を受け、平成19年3月1日取締役会を開催し、慎重に検討いたしました結果、今後、高等裁判所への控訴はしないことに決議致しました。当該取引に関しては、既に平成17年12月期決算において、損失を計上済みのため、当社の業績に関する影響はございません。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初27,405円(以下「当初行使価額」という。)とする。</p> <p>10. 行使価額の修正</p> <p>平成18年8月9日(水)以降、行使価額は、行使請求日の直前の取引日までの3連続取引日(但し、売買高加重平均価格の算出されない取引日を除く。)の株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切上げる。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が当初行使価額の約50%である13,703円(但し、第11項による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。本要項において「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所(ヘラクレス市場)が開設されている日をいう。</p> <p>11. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$		<p>2. 新株予約権の発行について</p> <p>平成19年3月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>(1) 特に有利な条件により新株予約権を発行する理由</p> <p>当社及び当社の関係会社の業績向上に対する意欲や士気を高めるため</p> <p>(2) 新株予約権割当の対象者</p> <p>当社の従業員及び顧問ならびに当社の関係会社の取締役、監査役、従業員及び顧問</p> <p>(3) 新株予約権発行の要領</p> <p>① 新株予約権の目的となる株式の種類および数</p> <p>当社普通株式6,000株を上限とする。</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は1株とする。</p> <p>なお、本株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(2)行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。))その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く)</p> <p>調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ)の翌日以降、また当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>②株式分割又は無償割当てより当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p>		<p>② 新株予約権の総数 6,000個(新株予約権1個あたりの目的となる普通株式数1株。ただし、前項1に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)を上限とする。</p> <p>③ 新株予約権の払込金額 新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権の割当日(以下「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の、大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。</p> <p>なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。</p> <p>当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額＝調整前行使価額×</p> $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月 30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月 31日)</p>
<p>③本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。</p> <p>ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>		<p>当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額＝調整前行使価額×</p> $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。</p> <p>上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 平成21年 4月 1日から平成29年 3月 27日まで</p> <p>⑥ 新株予約権の行使の条件 (a) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月 30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月 31日)</p>
<p>④本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。</p> <p>(3)行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。</p>		<p>(b) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得条項 (a) 新株予約権者が当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。</p> <p>③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5)本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>①株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p>		<p>(b) 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案</p> <p>(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案</p> <p>(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案</p> <p>⑩ 組織再編行為時の新株予約権の取扱い</p> <p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>(6) 第10項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> <p>12. 本新株予約権を行使することができる期間 平成18年8月9日から平成21年8月8日（第14項各号に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前営業日）までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。</p> <p>13. その他の本新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>14. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件 (1) 当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法273条第2項の規定に従って通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。</p>		<p>i 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。</p> <p>iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記iiiに従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>v 新株予約権を行使することができる期間 上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>vi 新株予約権の行使の条件 上記④に準じて決定する。</p> <p>vii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記⑤に準じて決定する。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
<p>(2) 当社は、取締役会が、発行価額と同額で本新株予約権を取得することを決議した場合は、当社取締役会で定める取得日の20営業日以上前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる。一部を取得する場合は、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権者は、当社に対して、20営業日以上前までに通知することにより、自らの所有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得するよう請求することができる。</p> <p>15. 新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。 (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>17. 本新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り本新株予約権証券を発行する。</p>		<p>viii 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>ix 新株予約権の取得条項 上記⑦に準じて決定する。</p> <p>⑪ 端数の取扱い 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>⑫ その他、新株予約権の内容及び細目の決定は、取締役会に委任する。</p> <p>3. 取締役及び監査役に対するストック・オプションの発行について平成19年3月27日開催の定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、以下のとおり報酬等として新株予約権を付与することを決議いたしました。</p> <p>(1) 新株予約権割当の対象者 取締役及び監査役</p> <p>(2) 取締役及び監査役に対し報酬等としてストック・オプションを付与することを相当とする理由並びに算定の基準 当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、その経営努力による企業価値の増大により、株主利益を向上させることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。また、付与するストック・オプションにつきましては、金銭報酬の水準とのバランス、当社の置かれた経営環境、他社における動向などを踏まえ、1事業年度あたり、取締役については5,000株相当、監査役については1,000株相当を上限とすることを相当と考え、算定いたしました。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由 当社は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルである二項モデルによる算定結果を参考に、金1,250,000円を本新株予約権の1個当たりの払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初、平成18年7月20日の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の終値を5%上回る額とした。</p> <p>19. 新株予約権の行使の方法 (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第21項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。 (2) ①本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。 ②本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第22項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。 ③行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。</p>		<p>(3) ストック・オプション報酬の内容 下記に従った内容の新株予約権を、各事業年度にかかる定時株主総会の終結時から1年間において、取締役については5,000個、監査役については1,000個を上限として付与するものとする。ただし、本株主総会終結の後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により上記各個数（以下「年間上限数」という。）を調整し、調整による1個未満の端数は切り捨てる。 $\text{調整後年間上限数} = \text{調整前年間上限数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、上記のほか、年間上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。 なお、付与の方式は、新株予約権の割当てに際しての払込金額を公正な価額とし、当社の取締役が当該金額の払込みに加えて、当社に対する報酬債権をもって相殺する方法（いわゆる相殺方式）または新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとして新株予約権の割当てを行う方法（いわゆる現物方式）のいずれかによる。 ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月 30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月 30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月 31日)</p>
<p>(3)本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部（以下「行使書類等」という。）が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号②に定める口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日（以下「効力発生日」という。）に発生する。</p> <p>20. 株券の交付方法 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。但し、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>21. 行使請求受付場所 イーシステム株式会社 東京本社</p> <p>22. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 渋谷中央支店</p> <p>23. 剰余金の配当 剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。</p> <p>24. その他 (1)その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 (2)本新株予約権の発行については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。 (3)会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p> <p>なお、上記新株予約権は、平成18年9月22日現在8個が行使されており、発行済株式総数は10,173株、資本金及び資本準備金はそれぞれ104,946千円増加している。</p>		<p>なお、新株予約権の発行に関する取締役会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。</p> <p>② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。</p> <p>なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。</p> <p>i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
		<p>④ 新株予約権の行使の条件</p> <p>i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役、従業員又は顧問のいずれかの地位を有することを要する。ただし、新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ii 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。</p> <p>(4) ストック・オプション報酬の額の算定方法 各事業年度にかかるストック・オプション報酬の額は、割当日において算定される本新株予約権1個あたりの公正価値を基礎に、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号)に従い公正に評価された額とする。</p>

5. 中間個別財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比
(資産の部)			%		%		%
I 流動資産							
1. 現金及び預金		930,412		595,270		1,529,949	
2. 受取手形		2,106		—		200	
3. 売掛金		498,706		387,587		227,840	
4. たな卸資産		2,682,498		363,685		265,374	
5. 短期貸付金		921,698		999,379		1,007,081	
6. 繰延税金資産		12,712		107,284		123,064	
7. その他		89,719		398,611		172,935	
貸倒引当金		△344		△101,551		△128	
流動資産合計		5,137,509	73.5	2,750,266	48.8	3,326,317	61.1
II 固定資産							
1. 有形固定資産		39,568		49,619		47,905	
2. 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		211,825		564,175		127,217	
(2) その他		1,339		1,339		1,339	
無形固定資産合計		213,164		565,515		128,557	
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		441,314		489,490		532,260	
(2) 関係会社株式		911,014		1,103,127		907,681	
(3) 繰延税金資産		28,027		—		—	
(4) 従業員貸付金		—		69,333		722	
(5) 関係会社貸付金		—		454,136		185,400	
(6) その他		221,984		158,757		527,452	
(7) 貸倒引当金		—		△3,688		△211,797	
投資その他の資産合計		1,602,340		2,271,156		1,941,719	
固定資産合計		1,855,072	26.5	2,886,290	51.2	2,118,182	38.9
資産合計		6,992,582	100.0	5,636,557	100.0	5,444,499	100.0
(負債の部)							
I 流動負債							
1. 買掛金		202,653		199,240		103,159	
2. 1年以内償還予定社債		610,000		—		—	
3. 株式売却未実現利益		309,721		274,115		309,721	
4. その他		270,715		302,608		254,141	
流動負債合計		1,393,090	19.9	775,964	13.8	667,022	12.2

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年6月30日)		当中間会計期間末 (平成19年6月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比	金額 (千円)	構成比
II 固定負債			%		%		%
1. 社債		240,000		—		—	
2. 新株予約権付 社債		1,800,000		—		—	
3. 退職給付引当 金		44,524		34,429		33,397	
4. 役員退職慰労 引当金		37,902		51,780		43,792	
5. 繰延税金負債		—		3,664		7,864	
6. その他				15,651		6,010	
固定負債合計		2,122,426	30.4	105,525	1.8	91,065	1.7
負債合計		3,515,517	50.3	881,490	15.6	758,088	13.9
(純資産の部)							
I 株主資本							
1. 資本金		3,082,008	44.1	5,002,925	88.8	5,002,925	91.9
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		2,527,208		4,447,846		4,447,846	
資本剰余金合 計		2,527,208	36.1	4,447,846	78.9	4,447,846	81.7
3. 利益剰余金							
(1) その他利益 剰余金							
特別償却準 備金		1,746		436		873	
繰越利益剰 余金		△1,956,680		△4,522,708		△4,597,280	
利益剰余金合 計		△1,954,933	△28.0	△4,522,271	△80.2	△4,596,407	△84.4
4. 自己株式		△178,512	△2.5	△178,512	△3.2	△178,512	△3.3
株主資本合計		3,475,771	49.7	4,749,987	84.3	4,675,852	85.9
II 評価・換算差額 等							
1. その他有価証 券評価差額金		1,293	0.0	5,079	0.1	10,559	0.2
評価・換算差額 等合計		1,293	0.0	5,079	0.1	10,559	0.2
純資産合計		3,477,064	49.7	4,755,067	84.4	4,686,411	86.1
負債純資産合計		6,992,582	100.0	5,636,557	100.0	5,444,499	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)	
		金額 (千円)	百分比	金額 (千円)	百分比	金額 (千円)	百分比
I 売上高		1,047,220	100.0	955,551	100.0	2,016,623	100.0
II 売上原価		856,706	81.8	689,054	72.1	1,510,948	74.9
売上総利益		190,514	18.2	266,497	27.9	505,675	25.1
III 販売費及び一般 管理費		671,103	64.1	460,400	48.2	1,276,042	63.3
営業損失		480,588	△45.9	193,903	△20.3	770,367	△38.2
IV 営業外収益		33,363	3.2	60,747	6.4	61,840	3.1
V 営業外費用		28,468	2.7	19,680	2.1	41,869	2.1
経常損失		475,694	△45.4	152,835	△16.0	750,396	△37.2
VI 特別利益		962,278	91.9	353,388	37.0	998,290	49.5
VII 特別損失		32,430	3.1	108,014	11.3	2,515,277	124.7
税引前中間純利 益又は税引前当 期純損失(△)		454,153	43.4	92,538	9.7	△2,267,382	△112.4
法人税、住民税 及び事業税		4,811		3,062		5,566	
法人税等調整額		396,121	38.3	15,340	1.9	315,302	15.9
中間純利益又は当 期純損失(△)		53,221	5.1	74,135	7.8	△2,588,252	△128.3

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間（自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月 30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
平成17年12月31日残高（千円）	2,982,008	2,427,208	2,619	△2,010,774	△178,505	3,222,557
中間会計期間中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	100,000	100,000				200,000
特別償却準備金の取崩			△873	873		—
中間純利益				53,221		53,221
自己株式の取得					△6	△6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）						
中間会計期間中の変動額合計（千円）	100,000	100,000	△873	54,094	△6	253,215
平成18年 6月 30日残高（千円）	3,082,008	2,527,208	1,746	△1,956,680	△178,512	3,475,771

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成17年12月31日残高（千円）	156	3,222,713
中間会計期間中の変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		200,000
特別償却準備金の取崩		—
中間純利益		53,221
自己株式の取得		△6
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	1,137	1,137
中間会計期間中の変動額合計（千円）	1,137	254,351
平成18年 6月 30日残高（千円）	1,293	3,477,064

当中間会計期間（自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
平成18年12月31日残高（千円）	5,002,925	4,447,846	873	△4,597,280	△178,512	4,675,852
中間会計期間中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）						—
特別償却準備金の取崩			△436	436		—
中間純利益				74,135		74,135
自己株式の取得						—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）						
中間会計期間中の変動額合計（千円）			△436	74,572		74,135
平成19年6月30日残高（千円）	5,002,925	4,447,846	436	△4,522,708	△178,512	4,749,987

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年12月31日残高（千円）	10,559	10,559	4,686,411
中間会計期間中の変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			—
特別償却準備金の取崩			—
中間純利益			74,135
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額（純額）	△5,479	△5,479	△5,479
中間会計期間中の変動額合計（千円）	△5,479	△5,479	68,655
平成19年6月30日残高（千円）	5,079	5,079	4,755,067

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	特別償却準備金	繰越利益剰余金		
平成17年12月31日残高（千円）	2,982,008	2,427,208	2,619	△2,010,774	△178,505	3,222,557
事業年度中の変動額						
新株予約権の発行						—
新株の発行	2,020,916	2,020,637				4,041,554
新株予約権の買入償還						—
特別償却準備金の取崩			△1,746	1,746		—
当期純損失				△2,588,252		△2,588,252
自己株式の取得					△6	△6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計（千円）	2,020,916	2,020,637	△1,746	△2,586,506	△6	1,453,295
平成18年12月31日残高（千円）	5,002,925	4,447,846	873	△4,597,280	△178,512	4,675,852

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
平成17年12月31日残高（千円）	156	156	—	3,222,713
事業年度中の変動額				
新株予約権の発行			250,000	250,000
新株の発行			△16,250	4,025,304
新株予約権の買入償還			△233,750	△233,750
特別償却準備金の取崩				—
当期純損失				△2,588,252
自己株式の取得				△6
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	10,402	10,402	—	10,402
事業年度中の変動額合計（千円）	10,402	10,402	—	1,463,697
平成18年12月31日残高（千円）	10,559	10,559	—	4,686,411

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社 株式 移動平均法による原価法 によっております。</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等 に基づく時価法（評価差額 は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平 均法により算定）によって おります。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 によっております。</p> <p>なお、投資事業有限責任 組合及びそれに類する組合 への出資（証券取引法第2 条第2項により有価証券と みなされるもの）について は、組合契約に規定される 決算報告日に応じて入手可 能な最近の決算書を基礎と し、持分相当額を純額で取 り込む方法によっておりま す。</p> <p>(2) デリバティブ 時価法によっております</p> <p>(3) たな卸資産 商品 個別法による原価法に よっております。</p> <p>製品、原材料 先入先出法による原価法 によっております。</p> <p>仕掛品 個別法による原価法に よっております。</p> <p>ソフトウェア使用許諾権 個別法による原価法に よっております。</p> <p>貯蔵品 最終仕入原価法によつて おります。</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社 株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 同左</p> <p>—————</p> <p>仕掛品 同左</p> <p>ソフトウェア使用許諾権 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>①子会社株式及び関連会社 株式 同左</p> <p>②その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基 づく時価法（評価差額は全 部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法 により算定）によっており ます。</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 同左</p> <p>—————</p> <p>仕掛品 同左</p> <p>ソフトウェア使用許諾権 同左</p> <p>貯蔵品 同左</p>

項 目	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 3～15年 工具器具備品 3～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度の法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年 3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年 3月30日 政令第83号)）に伴い、平成19年 4月 1日以降取得した資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。 これに伴う損益への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(1) ———</p> <p>(2) 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(1) 社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 株式交付費 同左</p>

項 目	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えるため、当社退職金規程に基づく自己都合による中間期末要支給額を用いて算出した退職給付債務を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払に備えるため、当社退職金規程に基づく自己都合による期末要支給額を用いて算出した退職給付債務を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p>

項 目	前中間会計期間 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年 6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 1月 1日 至 平成19年 6月30日)	前事業年度 (自 平成18年 1月 1日 至 平成18年12月31日)
5. 収益及び費用の計上 基準	<p>(1) 売上高 売上高のうち、開発期間が1年以上かつ受注金額が1億円以上の受託開発は進行基準によっております。</p> <p>(2) ソフトウェア使用許諾権の処理方法 ソフトウェア使用許諾権のうち、顧客関係構築システムについて許諾権および更新料だけを販売したものは、ソフトウェア等販売の売上原価で処理しております。それ以外のソフトウェア使用許諾権は、払出時にS Iビジネスサービスもしくはライセンス等ビジネスサービスの売上原価の経費（ハードウェア等）で処理しております。 ソフトウェア使用許諾権に含まれるソフトウェアの更新料については、更新期限までの期間にわたり定額法による按分額を全額販売費及び一般管理費として処理しております。</p>	<p>(1) 売上高 同左</p> <p>(2) ソフトウェア使用許諾権の処理方法 同左</p>	<p>(1) 売上高 同左</p> <p>(2) ソフトウェア使用許諾権の処理方法 同左</p>
6. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	同左	同左
7. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項目	前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)	前事業年度 (自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	<p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は3,477,064千円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>——</p>	<p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>従来の資本の部の合計に相当する金額は4,686,411千円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
固定資産の減損に係る会計基準	<p>当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>——</p>	<p>当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年1月1日 至 平成19年6月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>「短期貸付金」は、前中間期まで、流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間期において資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記致しました。</p> <p>なお、前中間期の「短期貸付金」は154,084千円であります。</p>	<p>——</p>

6. その他

該当事項はありません。